

## 加賀市事業者向け脱炭素促進モデル事業実施要領

令和5年6月1日

(趣旨)

第1条 市内事業者等における脱炭素化の取組等を促進し、加賀市地球温暖化対策実行計画に掲げる産業部門に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。)及び加賀市事業者向け脱炭素促進モデル事業補助金交付要綱(令和5年加賀市告示第156号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱第2条の規定を準用する。

(計画の認定申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に別に定める設備導入等計画認定申請書、設備導入等計画書その他関係書類(以下「計画書等」という。)を別に定める期間に市長に申請し、計画書等の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

3 審査に当たっては、次に掲げる評価項目等を基に、総合的に評価を行う。

- (1) 市内事業者等への展開可能性(モデル性)
- (2) 加賀市版RE100への貢献度
- (3) 市内における温室効果ガスの排出の量の削減への貢献度
- (4) 事業実施に係る実現可能性及び継続可能性
- (5) 地域の課題解決への貢献度

4 認定に当たり、優先計画書等を選定する必要があるときは、外部の有識者等に意見を聞いた上で、優先計画書等の順位を設定し、順位の高い計画書等を補助金の交付対象となる計画に認定する。

5 規則第4条第2項第1号の補助事業の計画書は、第1項の規定により認定を受けた計画書等とする。

(協力依頼)

第4条 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の完了

した日の属する会計年度の終了後5年間、第6条第1項の規定により認定を受けた計画書等の事業化に向けた進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

2 市長は、市内事業者等における脱炭素化の取組等を促進するため、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。